



春日部商工会議所食品環境衛生業部会主催セミナー (※業種問わずご参加いただけます)

# ※緊急開催※6月の支払給与から定額減税事務が発生します！ 「定額減税の概要と事務対応に関する説明会」

一人当たり4万円(所得税3万円、住民税1万円)の定額減税を盛り込んだ税制改正関連法案が成立し、令和6年6月以降の給与や賞与などの支払いにおいて、住民税と所得税が軽減される「定額減税」がスタートします。これはほぼ全ての企業に影響があることであり、月次で行う給与計算、年次で行う年末調整、それぞれで押さえていただきたいポイントがあります。本説明会では、「定額減税」に関する最新の情報や「いつ、誰が適用となり、実務上どう対応すれば良いか？」などをご説明します。また、令和6年度の税制改正のポイントも併せてお伝えします。経営者の方も、実際に給与計算をされている経理担当者の方もこの機会に是非ご参加ください。

日時 令和6年6月18日(火) 午後2時～3時

会場 春日部商工会議所 2階大会議室(春日部市粕壁東2-2-29)

講師 日本商工会議所  
産業政策第一部 担当者



← 定額減税の制度概要は  
[こちらからご確認ください。](#)  
[国税庁\(制度の概要ページへ\)](#)

- 講演内容 ○定額減税の概要について  
○定額減税の事務手続きについて  
○令和6年度の税制改正について

参加費 **無料** (定員50名 先着順: 定員を超えた場合のみご連絡します)

申し込み FAX (048-763-1127) または右記QRコードよりお申込みください。

お問合せ 春日部商工会議所 経営支援課(担当: 吉村) TEL 048-763-1122

【定額減税とは】 ※別途住民税1万円控除あり  
令和6年分所得税の納税者である居住者を対象として、次の①及び②の金額の合計額を令和6年分所得税額から控除

- ① 所得税本人・・・3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族・・・1人につき3万円

【定額減税の給与所得者に関する実施方法】

- ・令和6年6月以降に毎月の支払給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- ・年末調整で給与・賞与における減税額を踏まえた精算



↑ 説明会申込QR

FAX 048-763-1127 R6/6/18「定額減税の概要と事務対応に関する説明会」申込書 令和6年 月 日

事業所名 :	TEL :
所在地 :	参加者名 :

ご記入いただいた個人情報につきましては、講習会の開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講習会運営等に関する目的にのみ使用します。

※駐車場台数に限りがございますので、なるべく公共の交通機関をご利用下さい。